

第55回 地方分権改革有識者会議
第155回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和5年8月4日（金）10：00～11：55

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕

田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、恩田馨内閣府地方分権改革推進室長、田中昇治内閣府地方分権改革推進室参事官、坂本隆哉内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

（1）令和5年の提案募集方式等について

（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）

（2）計画策定等の見直しに関する取組について

（3）今後の地方分権改革の在り方等の検討について

～提案募集方式の成果（令和元年以降）と課題～

（市川座長）定刻になりましたので、ただ今から、第55回地方分権改革有識者会議と第155回提案募集検討専門部会の合同会議を開催いたします。

資料につきましては、既に皆様のお手元にあると思います。たくさんの資料を事務局にお取りまとめいただきましてありがとうございます。配布内容については既に確認しておりますので、この場での再確認は控えますけれども、もし何かありましたら、すぐにお申し付けいただければと思います。

議員の皆様方並びに構成員の皆様方には御多忙の中、御参集いただきまして本当にありがとうございます。深く感謝を申し上げます。

本日は、地方分権改革有識者会議の木野議員、谷口議員、湯崎議員は所用のため御欠席となっております。

初めに、田和内閣府事務次官から御挨拶を頂きます。

（田和内閣府事務次官）おはようございます。内閣府事務次官の田和でございます。

今日も猛暑で大変なのですけれども、朝早くから集まっていただきまして、ありがとうございます。日頃から地方分権の推進に御尽力いただいております皆様、改めて深く感謝を申し上げます。特に提案募集検討専門部会におきましては、関係者、地方三団体からのヒアリングを行っていただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

本日は、関係府省からの第1次回答を踏まえた今後の進め方・方向性について御議論いただきますよう、お願い申し上げます。

また、これまでも議論してまいりましたが、計画策定の見直しに関する取組、更には今後の地方分権改革の在り方につきましても、それぞれ御議論をいただきたいと存じます。

それでは、今日も是非よろしくお願いたします。

(市川座長) 田和内閣府事務次官、どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

議事1番目の令和5年の提案募集方式等について、まず、大橋部会長から提案募集検討専門部会における検討状況等の御説明をお願いいたします。

(大橋部会長) それでは、私の方から検討状況について御報告いたします。部会では関係府省からのヒアリングを行い、また、地方三団体からのヒアリングを行いました。これらの概要につきまして、以下御説明いたします。

まず、関係府省ヒアリングの概要ですが、一定の議論の進展はありましたが、現段階ではなお対応困難、今後検討とされた回答も見られます。9月上旬からの第二次ヒアリングを含め、議論を加速させていきたいと考えております。

関係府省との議論の状況といたしましては、住民サービスの質の向上を問うものが多く見られたように思います。地方公共団体の実態・意向を聴取して、提案実現に向けてスケジュールも含め、具体的検討をお願いしたい旨を伝えたところです。

若干^{えん}敷衍いたしますと、本年度は子ども・子育てに重点を置いたこともあり、この分野での提案数が多く見られました。内容を見ますと、出産のために里帰りしたお母さんに手厚い行政支援を与えたいとか、病院窓口で多額な支払いをしなくて済むようにしてほしいという、市民の方に便利な行政施策を市町村や都道府県が実現したいので、制度面の支障を改善してほしいといった住民サービス向上を前面に出す自治体提案が目立ったように思います。このように、自治体提案の横に市民が共同参画しているような提案が目立ちました。こうした特色は、今後一層前面に出していくことが大切だと考えております。市民の顔が背後に見える提案募集制度は、これまで以上にこの仕組みに対する社会の支援と関心を強めるものと考えております。

次に、デジタル化につきましても多くの提案が寄せられまして、住民サービスの向上と事務負担の軽減のための対応をお願いした次第です。本年度はデジタル化を重点化した関係で、ここでも多くの提案が寄せられました。府省庁と交渉してみますと、現在、正にデジタル庁もできまして情報システムの大変革期で、数年後のシステム改修を進め

ているものが多く、本部会としても新たなシステム構築の中で提案の趣旨が実現するように確約を取りつける、そういうものが少なくありません。

しかし、提案団体にとって支障は現在進行形ですので、システム完成まで悠長に待てないといった事情もあります。提案募集検討専門部会からは、そうした過渡期における改善策とスケジュールも同時に要請するようにしております。

このほか、関係府省ヒアリングの際には、計画策定の見直しについてナビゲーション・ガイドや骨太の方針2023に記載の原則に沿って、地方からの提案が最大限実現するように前向きな検討をお願いした次第です。

しかしながら、実際に計画行政につきまして交渉してみますと、ナビゲーション・ガイドもあり、閣議決定もされたので既に解決したような気分でしたのですが、道半ばといえますか、地方に計画を作らせるといったことは、根深く蔓延した行政スタイルになっているところがありまして、この点では引き続き粘り強く声を上げていく必要があるように考えております。

このほか、本年は人材確保も重点としておりますが、ここでいう人材確保は若干社会一般でいう要望とは違うように感じております。

三つのパターンがありますが、一つ目は、現行法の前提とする人材像や人材モデルが時代に合わなく古くなっていて、それにもかかわらず要求するので地方に過大な要求になっているというようなものがあります。典型例が民生委員に住民のプライベートな領域に立ち入って給付サービスの証明業務を行うよう要求するようなもの、これが原因で成り手不足を招いているようなものです。

二つ目は、理念先行で将来に向けて専門性を高く要求しすぎて、かえって現状に合わずに担い手が不足するといったようなものが見られます。

三つ目は、全国画一に、特に都市部に標準を当てて制度設計した結果、郊外部、山間部、人口減少エリアで担い手を確保できないといったような問題があります。

これらは全て地域の実情に直接に目を向けて柔軟に対応すべく、少しハードルを下れば担い手が確保できる問題のように考えております。

地方三団体からのヒアリングの状況といたしましては、全国知事会、全国市長会、全国町村会から、資料3-1から3-3にありますように、提案募集方式及び個別提案に対する御意見を頂きました。具体的には計画策定について地方の負担になっていること、これについては骨太方針2023やナビゲーション・ガイドに沿った見直しを求める御意見が出ております。重点テーマである連携・協働及び人材確保につきましても積極的な検討を求める御意見を頂きました。

また、提案団体の意向を踏まえて積極的な検討を進めるとともに、実現すべき事項や検討を進めるに当たっての留意事項を御指摘いただきました。

座長が日頃おっしゃっているように横展開といいますか、横串を通すような展開をしたいということで、計画の取組を一つのモデルとして、第2、第3のそういうような試

みをしたいということを高橋座長代理の方から提案いただきまして、そのような趣旨の提案に尽力頂きたい旨の要請を地方三団体に対して改めて行った次第です。

今後の検討の方針及び進め方といたしましては、内閣府、関係府省、関係自治体で三者面談の機会を持つなど意向確認を経て、詰めの議論を行っていきたいと考えております。関係府省に対しては再検討要請として、提案募集専門部会の考え方や論点を改めて明確にお示しして、関係部署から更なる検討の結果について第二次ヒアリングで報告を頂きたいと考えております。その状況もお聴きしつつ、提案募集検討専門部会としては対応方針について検討していく次第です。

以上の方針を前提として、今後の検討の進め方としては来週7日に内閣府から関係府省へ再検討要請をすることを予定しております。その際に併わせて、資料2にございますように、主な再検討の視点を関係府省に文章で示して、関係府省からはそれを踏まえて今月の23日までに回答いただくことを考えております。

部会としては、関係府省から出てまいりました回答を踏まえ、9月上旬より第二次ヒアリングを重点的に行い、議論を詰めていきたいと考えております。

最後に、昨年この段階では検討の方向性が合致している事項は決して多くありませんでしたが、その後、最終的な取りまとめに向けて、関係府省と一つ一つ議論して課題を克服していったことがあります。今年も同様に、今後更に論点を整理して検討の方向性を見直していき、最終的には一つでも多くの提案が実現できるように部会として努力してまいり所存であります。引き続き御協力・御支援のほどお願い申し上げます。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。非常に丁寧に対応していただいておりますことを御説明いただきました。

次に、事務局から重点事項に係る関係府省からの第1次回答の状況や、主な再検討の視点につきまして御説明をお願いいたします。

(田中参事官) 参事官の田中でございます。私の方からは資料2、資料4、参考資料1についての重点事項に係る関係府省からの第1次回答、それから、主な再検討の視点等につきまして、少しお時間を頂戴いたしまして詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料2でございます。今回の重点事項は全部で39項目でございます。これらにつきまして、提案募集検討専門部会の構成員の先生方による第一次ヒアリングを先月7月の中旬に行っていたところでございます。各項目について順次御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、右下ページの4ページ、番号でいうと1番でございます。国民健康保険被保険者が都道府県外の医療機関等を受診して、例えばこども医療費など、地方単独医療制度を利用する場合に、現物給付を可能とするための見直しを求めるものでございます。

関係府省からは償還払いに代えて現物給付とすることが可能なことは、現行の通知の

中で示していること、また、既に一部の地方自治体の地方単独医療費助成においては、区域外の医療機関等を受診した際に現物給付が行われているところであり、先に申し上げました通知の記載について必要な措置を検討したいとの回答でございました。一番右の欄でございますが、再検討の視点といたしましては、確かに一部の自治体におきまして現物給付が行われているものの、実態といたしましては、地方自治体や医療機関等の協力・負担によるものであって、全国的に現物給付が容易に実現できる環境を整備するため、システム改修支援等、必要な措置の検討を求めるものでございます。

続きまして、2番、公用請求により登記事項証明書等を取得している手続につきまして登記情報連携システムの利用を可能とすることを求めるものでございます。こちらにつきましてはベースレジストリの一つとして登記情報の情報連携の整備の検討を進めており、この中で公用請求に係る負担を軽減できるよう検討を進めたいとの回答があったことから、再検討の視点といたしましては、2030年までの過渡期におきましても事務負担軽減を図るための何らかの措置を早期に講ずるよう検討を求めるものでございます。

続きまして、3番、里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体医療機関との情報共有が行われる仕組みの構築を求めるものでございます。第一次ヒアリングでは、令和5年度の調査研究において課題等を把握する予定であるとの説明があったところでございます。一番右の再検討の視点といたしましては、情報共有・連携のシステムの構築について、マイナポータルの活用も含め、その内容やスケジュールを具体的に示すこと、また、構築までの間の負担軽減策の具体化を求めるものでございます。

続きまして、4番、里帰り出産等に伴う妊産婦健診に係る受診票につきまして、全国利用を可能とするための全国的な仕組みの整備及び健診の結果について、里帰り先の自治体等での情報共有を可能とするシステムの構築を求めるものでございます。本件につきましても前に申し上げました3番の場合と同様、令和5年度の調査研究において課題等を把握する予定との説明があったことを受けまして、再検討の視点として受診票の全国利用を可能とする仕組みの構築や情報共有・連携のシステムの構築の内容、スケジュールを具体的に示すこと、また、構築までの間の負担軽減策の具体化を求めるものでございます。

続きまして、5番、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係るプッシュ型通知の導入を求めるものでございます。第一次ヒアリングでは住基ネットシステムについての成り立ちや仕組み、また、導入すると仮にした場合の費用対効果などを踏まえる必要がある旨の説明がなされたところでございます。再検討の視点といたしましては、地方自治体のニーズも明らかになっていることから、中長期的にはセキュリティを確保できる方策を検討することなどを求めるものでございます。

続きまして、6番、医療法等における病院等の基本情報の統計に係る手続の見直しを求めるものでございます。第一次ヒアリングでは医療法及び薬機法上の変更届出並びに

保険医療機関や保険薬局による届出事項変更届出を情報提供制度による報告に代替することは、届出や報告の期限が異なることなどの理由から困難であるとの説明があったところでございます。そこで、再検討の視点といたしましては、提案団体の支障などを踏まえ、届出や報告の項目の精査を行うとともに負担軽減策を検討すること、また、届出と報告の一元化や期限の取扱いを統一させる等の運用改善を図ることを求めるものでございます。

続きまして、7番、地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体について市町村に限定をせず、都道府県及び地方自治法上の組合を追加すること、また、地域再生法上5年を超えないものに限るとする計画期間の見直しを求めるものでございます。

第一次ヒアリングでは、本制度は事業者から公権力の行使により金銭を強制徴収する制度であるため、事務主体は市町村とすべきであり、複数市町村にまたがる区域でエリアマネジメント活動を行われる場合でも、各市町村が個々に制度事務を行うことで、本制度の活用は可能であるとの説明でございました。そこで、再検討の視点といたしましては、まず、事務局と共に提案団体等に対して立法事実を確認することのほか、運用の手続が複雑で市町村の負担が大きいことや活用実績を踏まえ、本提案を踏まえた制度の積極的な活用という観点から検討すべきことなどを求めるものでございます。

続きまして、8番、夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和といたしまして、受講する側にも教員の配置を必要とする仕組みを緩和すること及び出席の扱いについても緩和することを求めるものでございます。第一次ヒアリングでは、夜間中学も学校教育法に定める中学校であるため、遠隔授業を行う際は受信側に教員を配置することが必要であるなどの説明があったところでございます。再検討の視点といたしましては、コロナ禍でデジタルを活用した遠隔授業が行われている実績や、様々な属性の方が通う夜間中学の特性を踏まえ、学びの機会を提供するべく、いずれの点についても弾力的な対応を検討するよう求めるものでございます。

続きまして、9番、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置といたしまして、令和7年3月末とされている保育教諭等の資格要件の緩和などを当分の間延長するよう求めるものでございます。こちらにつきましては施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めるとの回答がございました。そこで、再検討の視点といたしましては、特例措置の期限が迫っていることから、具体的な検討スケジュールと早期に延長の方針を示すよう求めるものでございます。

続きまして、10番、管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等として管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許を取得不要とすること、また、受験者に都道府県が発行する免許等照合書の発行という、その発行事務を廃止するよう求めるものでございます。第一次ヒアリングでは、管理栄養士という資格が創設された趣旨などから、資格の見直しに

ついで対応は困難であることとする一方で、申請者及び都道府県の事務負担が軽減されるよう、オンライン化も含め、手続の簡素化を検討したいとの説明がございました。そこで、再検討の視点といたしましては、改めて管理栄養士養成施設卒業者に対して栄養士免許の取得を求める具体的な理由等を求めるとともに、オンライン化の事務の合理化だけでは解決にならず、みなし規定を置くことも含め検討することなどを求めるものでございます。

続きまして、11番、要介護（要支援）認定申請のうち、新規認定につきまして、更新等の場合と同様に指定居宅介護支援事業所等への委託が可能となるよう求めるものでございます。第一次ヒアリングでは、事業者によることとした場合の利益誘導的な観点等に照らし、公正性及び中立性を確保する観点から、これらの事業者等への委託は困難であるとの説明がなされたところでございます。そこで、再検討の視点といたしましては、一定の条件を求めることで利益誘導的な調査がなされる蓋然性は解消されるのではないかと考えることなどから、調査主体の拡大についての検討などを求めるものでございます。

続きまして、12番、民生委員・児童委員の選任要件として、在住者だけではなく、在勤者も民生委員の候補者として推薦可能とするよう求めるものでございます。第一次ヒアリングでは、民生委員法の規定に照らし、見直しには慎重な検討が必要であるなどの説明がございました。再検討の視点といたしましては、当該市区町村外に居住する在勤者の中にも地域住民の生活の実情に通じている者がいるのではないかと、また、本制度の持続可能性を高める観点から選任要件の拡大について検討すべきことなどを求めるものでございます。

続きまして、13番、児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直しを求めるものでございます。第一次ヒアリングでは、民生委員・児童委員以外の証明できる者について示すなどの対応を検討するとのことでしたが、再検討の視点といたしましては、民生委員による証明事務等の廃止や他の証明できるものを検討すべきことなどを求めるものでございます。

続きまして、14番、小学校における教科担任制の導入に係る加配要件につきまして、中山間地域等の地域特性に応じた見直しを求めるものでございます。第1次回答及び第一次ヒアリングでは、既に示されている加配要件で一定の弾力的運用も可能としている理由などから要件の見直しは難しいとの説明がございました。再検討の視点といたしましては、追加共同提案団体の数に照らし、現行の基準に基づく実態についての受け止めに問うとともに、小学校が点在する中山間地域等の特性にも配慮し、地域間の教育格差が生じない基準を検討すべきことなどを求めるものでございます。

続きまして、15番、地方公務員の休暇制度において、地域社会に貢献する活動に従事することを事由とする特別休暇を地方自治体の裁量により創設できることの明確化を求めるものでございます。こちらについては第一次ヒアリングで前向きな回答として、

明確化を図る観点から特別休暇を地方自治体が独自に設ける場合の考え方や留意点について通知を行うとのことをございましたので、再検討の視点といたしまして、速やかな通知の発出と通知の内容やスケジュールを示すことを求めるものでございます。

続きまして、16番、特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充として、現在禁止されている建設業務などへの拡大など、3点について求めるものでございます。第1次回答では、いずれも対応は難しいとのことをございました。再検討の視点として、必要に応じて条件等を課した上で、組合の職員が建設業務に従事することができる仕組みなどについて、3点いずれについても幅広い検討を求めるものでございます。

続きまして、17番、国・都道府県、または建築主事を置く市町村が、建築主となる建築物の計画の通知等について指定確認検査機関の活用を求めるものでございます。こちらにつきましては、第一次ヒアリングでは提案を実現する方向で検討する旨の説明がございましたので、再検討の視点といたしまして、地方自治体の実態を十分聴取の上で検討することを求めるものでございます。

続きまして、18番、保育所等の居室面積基準の特例措置といたしまして、一定の地域に限り、国の従うべき基準を標準とするものの期限が令和7年3月末とされているところ、この期限の廃止又は、延長を求めるものでございます。第1次回答、それから、第一次ヒアリングにおきまして、当該特例措置の適用対象や活用自治体が減少していることから、当該措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられるものの、提案団体の事情を聴いて対応を考えたいとの説明がございました。そこで、再検討の視点といたしましては、活用自治体の減少をもって特例措置が不要とは言えず、期限の廃止又は、延長に向けて早期に方針を示すことなどを求めるものでございます。

続きまして、19番、用途制限が設けられていない地域型保育給付費等について、その支出に係るルールの整備・明確化を求めるものでございます。第1次回答では対応は困難であるとのことをございました。第一次ヒアリングにおきましては、提案の問題意識を十分踏まえた上で具体的な方策を検討する旨の説明がございました。そこで、再検討の視点といたしまして、原資は交付金であり自治体にも負担が生じている以上、市町村が支出状況をチェックできる仕組みはあつてしかるべきことを伝えるとともに、保護者の支払う費用の対価として財やサービスが適正に提供されているかを市町村が監査・指導できるよう、ルールの整備・明確化とスケジュールを示すよう求めるものでございます。

続きまして、20番、育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直しといたしまして、保育保留通知書の取得に係らしめている給付金の受給資格確認の手続の見直しを求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答及び第一次ヒアリングでは見直しは難しいとのことをございました。再検討の視点といたしましては、保育保留通知書によらないほかの手段による確認や、更なる運用上の工夫等についての検討を求め

るものなどがございます。

続きまして、21番、小規模放課後児童クラブに対する交付金の交付要件といたしまして一定の場合に厚生労働大臣の承認が必要となっておりますところ、オールドニュータウン等の類型に応じて大臣承認を要しないこととするよう求めるものでございます。第一次ヒアリングでは、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、速やかに検討したいとのことでもございました。再検討の視点といたしましては、どこまで類型の追加が可能か検討した上でスケジュールを示すよう求めるものでございます。

続きまして、22番、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画につきまして、医療計画との一体的な策定及び計画期間の見直しを求めるものでございます。第1次回答では、医療計画に定める内容と重複する部分がある等の場合に医療計画と一体的に策定することも可能であって、計画見直し期間や変更の必要性につきましては、都道府県の実情に応じて判断いただくことが可能であるとのことでもございましたが、再検討の視点といたしましては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドを踏まえ、計画策定の努力義務規定をできる規定に改正するなど、法律の見直しについて検討することなどを求めるものでございます。

続きまして、23番、既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすることなどを求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答では単に記載事項が重複していることをもって離島振興計画とすることはできないとのことでもございましたが、再検討の視点といたしましては、第一次ヒアリングで発言があったように、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けて問題ない旨を通知等で周知すべきこと、また、既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別にまとめたもの等をセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきことを求めるものでございます。

続きまして、24番、市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項のうち、個人の意向に左右されやすく推計の精度が期待できずに量の見込みの算出が困難な事業については、任意の記載事項とすることを求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答及び第一次ヒアリングでは、地域子ども・子育て支援事業について任意記載事項とすることは困難であるとのことでもございましたが、再検討の視点としては、量の見込みについて一定の推計の精度が期待できず、算出が困難な事業については計画の記載事項とする意義は乏しいことから、任意記載事項とすべきことなどを求めるものでございます。

続きまして、25番、市町村農業振興地域整備計画の変更手続に係る制度改正を求めるものでございます。こちらはいわゆるフォローアップ案件でございまして、これにつきましては関係府省からの第1次回答の概要のところにかかれていたのが令和3年の対応方針でございます。こちらにつきましては、第一次ヒアリングで提案団体特有の事情

について説明がございましたが、再検討の視点としては、追加共同団体もあることから改善の余地があること、また、変更対象地域から数キロメートル離れるなど、地形的にも環境的にも影響がないと考えられる地域について、異議申出があった場合にまで全体の手続が遅れるのは過剰な制約であって、遅延を解消する方策を改めて検討することを求めるものでございます。

続きまして、26番、生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により、重複している手続の合理化を求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答では提案を踏まえ、買取りの申出と公拡法に基づく買取り希望の申出を並行して行うことができることについて、技術的助言として周知することを検討するとのこととございました。そこで、再検討の視点としては、生産緑地については生産緑地法の買取申出手続により、公拡法の届出の目的についても達成されることから、公拡法第4条の改正等も視野に手続の合理化について検討することなどを求めるものでございます。

続きまして、27番、市町村の事業により間伐する場合等に伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直しを求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答では、例えば市町村が実施主体であることのみをもって伐採届出の適用除外とすることは困難であるなどの回答がございましたが、再検討の視点としては、それぞれ、例えば②市町村が実施主体の場合にも、一般市民と同様に伐採届の提出を義務付けていることについて、過剰であり、不要とするよう見直しを求めるものでございます。

続きまして、28番、優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止を求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答及び第一次ヒアリングでは、それぞれ協議の観点は異なることから協議が必要であるとのこととございましたが、再検討の視点では、44ページの一番右の欄にございます①から③の市町村においては、都市計画等との調和の観点から見ても、建設計画の認定に当たり、都道府県知事と協議する必要はないのではないかなどとして改めて検討を求めるものでございます。

続きまして、29番、宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化等を求めるものでございます。こちらにつきましては、第一次ヒアリングにおきまして提案の内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明でございましたので、再検討の視点といたしましては、閲覧対象書類の簡素化について速やかに検討することを求めるとともに、閲覧希望者の業者選定に影響を与えないと考えられる書類についても除外・合理化を図るよう求めるものでございます。

続きまして、30番、施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和を求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答では現行制度で既に省略が可能な要件に該当することが想定されるとのこととございましたが、再検討の視点としては、省略の可否に係る取扱いについて周知が徹底されていないと考えられるため、基本的な考え方等についての整理、それから、地

方自治体や地方支分部局に対する周知などを求めるものでございます。

続きまして、31番、住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化を求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答では関係機関と協議をし、必要な検討を行うこととしたいとのことでございましたので、再検討の視点としては、様式の統一化に向けた取組を、自治体の意見を聴きつつ進めることなどを求めるものでございます。

続きまして、32番、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けについて廃止を求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答では地方社会福祉審議会に意見を聞くことは必要であり、当該規定の廃止は不相当であるとのことでございましたが、再検討の視点としては、一律の義務付けを見直すなど、改善に取り組むことなどを求めるものでございます。

続きまして、33番、指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化を求めるものでございます。こちらにつきましては、自治体における運用状況を踏まえ、必要な検討を行うとのことでございましたので、再検討の視点としては、届出事項の見直しと簡素化についての検討を求めるものでございます。

続きまして、34番、医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止を求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答及び第一次ヒアリングでは都道府県を経由せずに手続を行うことは困難であるとのことでございましたが、再検討の視点といたしましては、都道府県による関与以外の方法で国家検定の適正性を確保できないのか検討を求めるものでございます。

続きまして、35番、学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすることを求めるものでございます。こちらにつきましては、第1次回答及び第一次ヒアリングでは、学校徴収金の公会計化に向けた取組を進めるべきと考えているとのことでございましたが、再検討の視点といたしましては、公会計化が進んでいない理由等について、実態の把握・分析、それから、公会計化の具体的な指針を示すことを含め、自治体への支援策をもう一段検討すべきことなどを求めるものでございます。

続きまして、36番、訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直しを求めるものでございます。こちらにつきましては、一つの許可で一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化・柔軟化を図り、各都道府県警察に対して指示しているとのことでございましたが、再検討の視点としては、通知での明確化、周知方法の工夫などを求めるものでございます。

続きまして、37番、地方公営企業に係る収納取扱機関の担保提供義務の見直しを求めるものでございます。こちらにつきましては、地方自治体等の意見を伺いながら、課題整理や対応方針を検討してまいりたいとのことでございましたので、再検討の視点としては、地方自治体へ調査の実施と、その結果を踏まえ、一定の方向を示すことを求めるものでございます。

38番、獣医師法に基づく届出がオンライン化されたことに伴い、都道府県経由事務の在り方について検討を求めるものでございます。こちらにつきましては令和2年提案のいわゆるフォローアップ案件でございます。こちらにつきましては、都道府県経由事務の在り方について個人情報の取扱いやシステム機能面に留意しつつ検討するとの説明がヒアリングで行われました。再検討の視点としては、都道府県が届出情報を適切に活用できる措置をしつつ、経由事務を廃止する方向で検討を進めることを求めるものでございます。

最後に39番、日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置付けの明確化を求めるものでございます。こちらにつきましても令和2年提案のフォローアップ案件でございます。第一次ヒアリングでは、仮に日赤資金を歳入歳出外現金化した場合に、会計事務等の負担が生じることを懸念している自治体があるため、丁寧な検討が必要だとの説明がございましたが、再検討の視点としては、日本赤十字社の位置付け等を踏まえ、日赤法の改正も視野に検討すべきこと、また、資金の取扱いについて適正化を早急に図ることなどを求めるものでございます。

以上、長くなりましたが、こうした視点から、それぞれの項目について再検討を各府省に要請してまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料4を御覧ください。こちらにつきましては、平成26年から令和4年の対応方針におきまして、方針として決まっておりましたものについてのフォローアップでございます。こちらについては、個別には説明いたしません、104～107ページが令和4年又は、令和4年度以前に結論を得るとされているもの、また、108ページ以降が令和5年又は令和5年度中に結論を得るとされているものでございます。今後とも各府省の状況を聴き、適切なフォローアップに努めてまいりたいと考えてございます。

また、参考資料1は先ほど御説明させていただきました重点事項を含め、内閣府と関係府省との間で調整を行う177件の提案の内容について記載した資料でございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

(市川座長) 御説明ありがとうございました。

それでは、この議論を踏まえまして、御意見・御質問のある方は発言をお願いしたいと思います。ウェブの方は手を挙げていただいてもいいですし、手挙げマークを押していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。かなり細かい内容の議論を進めているわけですが何か御意見・御質問等はございますか。

(高橋座長代理) まず、私の方から皮切りとして発言させていただきます。私も時間の許す限り省庁のヒアリングにも参加させていただきましたし、三団体のヒアリングにも参加させていただきました。その中で、これまでもずっと指摘されたことですが、人口減少とか首都圏一極集中の中で、これまで指摘されていた課題が、いよいよ待ったなしの状況になっているのだなということが実感できたと思います。

例えば町村会に御指摘いただいた資料3-3の102ページを見ていただければと思い

ます。そういう御指摘が如実に表れているなという気がしています。例えば専門人材、地方の公務人材がいよいよ細ってきている中で、専門人材の確保に国が取り組んでほしいとか、研修をしっかりと支援してほしいとか、そういうことが記載されていますし、更に言うと、デジタル化は地方の課題を解消する一つの大きな切り札になっているので、それを積極的に推進してほしいといった声が出てきたと思います。

大橋部会長、それから、事務局から御紹介していただいた個々の提案は、そういうような地方の切実な支障を裏付けるような提案が非常に多かったのではないかと思います。

そういう中で、このような課題を吸い上げて横展開の取組をしていくというのは非常に重要なのではないかなと思っている次第です。全国知事会からも計画については大きな成果を上げたことから、是非同様の取組をしてほしいという声が出ておりますし、そういった意味では、これまでの10年間の課題を整理して、そこからすくい上げられる共通の課題を取り上げて横展開していく作業が我々には求められているのではないかな。これは多分3番目の議題にも共通していると思いますが、そのように思います。

私としては前から申し上げていますが、デジタル化について地方の現場の声を吸い上げながら、適切な形で国主導でデジタル化していただくために、現場の声を吸い上げる何らかの仕組みを作っていくことも、我々としては考えていく必要があると思います。そのなかで、都道府県経由事務の見直しが今回すごくたくさん出されてきましたけれども、デジタル化を進める中で今まで紙に基づいて運用してきた都道府県経由事務を一括して見直す必要も出てくるのではないかな。そういう中で、デジタル化の中での国・地方の連携の在り方を変えていく一つの突破口として、経由事務を取り上げるというのも一つの課題なのではないかなと思っています。

そういった中で、議題3のところでも再度申し上げたいと思いますけれども、地方分権の見地から前から申し上げていますが、国・地方関係のボトムアップ型の再定義、そういうのを進めていくのが、今、我々に求められている課題ではないかなと思った次第です。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

第3議題でも関連する話を議論したいと思います。三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 全国市長会の代表で長野県須坂市長の三木であります。専門部会の皆さん、それから、事務局の皆さん、相当膨大な調査をしっかりとしていただきまして、ありがとうございます。

今、お話のありましたように、横展開ということが地方公共団体にとっては非常にありがたいことでもあります。余談になるのですがけれども、今、デジタル田園都市国家構想をやっているのですけれども、それも横展開ということで示していただいておりますので、地方公共団体にとってはとてもありがたいことでもあります。

今、御説明いただきました資料2の関係につきましてお願いしたいと思います。その前に、先ほどもお話のありましたように人口減少だとか、専門的人材の確保、それから、デジタル化、そういうものが非常に地方公共団体にとってはありがたいことですから、その辺について進めていただきたいと思います。

まず、6ページの3番の里帰り出産における住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有です。ここにマイナポータルと書いてございますが、今、マイナンバーカード等についていろいろ報道等では取り上げられておりますけれども、マイナポータルを活用することによって非常に便利になるということ、もう少し政府全体としてPRしていただいた方がいいのではないかなと思っております。そういう面では、こういう地域をまたぐ場合にはマイナンバーカードというのは非常に役立ちますので、いい事例として3番の事例を進めていただきたいと思います。

次に、24ページの16番、これは都会の方はなかなかお分かりにならないと思うのですが、特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充であります。これは今も問題になっておりますが建設業が非常に不足してきております。そのため、建設業自身の専門性がなくてもできる事業がございますので、そういう部門について、労働者派遣事業を許可ではなく届出でできるような形でやっていただきたいと思います。そうしますと、中山間地につきましては、冬場の仕事だとか、そういう仕事がないときに仕事ができるようになります。年間を通して雇用に従事することができますので、是非これについて進めていただきたいと思います。

次に27ページの18番ですけれども、保育所等の居住面積基準の特例に係る期限の廃止ということでありまして、これは今まで大都市で認められていたのですけれども、私どものような地方都市にとっても重要な課題であります。そして今、国の方ではこども誰でも通園制度を導入することによって通園園児が増加することが予想されます。重点事項にもありますけれども、こどもを産み育てやすい社会の実現に向けて保育園というのは非常に重要であります。

それほど多くの人数の待機児童がいなくても、例えば数人であっても待機児童が生じるわけでありまして、その際に居住面積の緩和をする、また、保育園の保育士の確保にとっても非常に重要なことになりますので、たとえ少しであっても居住面積を緩和することによって待機児童が減りますので、100人とか、そういう大きな都市でなくても非常に重要でありますので、是非お願いしたいと思っております。居住面積を増やすことによって、ある程度保育士もしっかりとこどもたちの面倒を見ることができますので、異次元の少子化対策と言われておりますので、そういう面でお願したいと思っています。

それから、資料にはございませんけれども、参考資料の229ページ、資料を御覧いただく前に、御説明申し上げたいと思います。民生児童委員等の活動報告のオンライン化という提案がされております。民生児童委員の成り手不足というのがございますが、一つ

は民生児童委員の業務が非常に複雑・多様化しております。そういう面ではオンライン化をして、そして、オンラインによるアンケートの入力について、ある程度様式を決めていただくということが大事ではないかなと思っています。様々な申請書は既に自治体ではデジタルで、できるようになっておりますので、そういうようなノウハウを使っていただきたいと思います。

そして、タブレットを活用することによって民生児童委員さんの仕事の軽減がかなりできます。各省庁のお答えを見ますと、完璧主義になっておりますけれども、完璧主義ではなく、ある一定の条件の下で最も望ましい、今できる、いわゆる最善主義でやっていただきたいと思います。そして、スマホ等が使用できない人はどうするかということをご省庁でお答えになっておりますけれども、スマホができない方には、今、私どもの民生児童委員の会議では、できるだけパソコン・スマホを使えるような形で研修会を開いております。研修会を開いて、例えばスマホが使えるようになりますと、自分自身の生活にも非常に便利になります。そういう面では、できないではなく、できる方向付けでやっていくことが大事だと思っています。

以前、インターネットの専門家の方にお聴きしましたら、皇居での参賀のときには、前は日の丸を振っていましたが、今、ほとんどの人がスマホで写真を撮られているということで、高齢者の方でもスマホを持っておりますので、スマホの活用について研修をしていくことが大事だと思っています。そして、どうしてもスマホが使えない方には、今までと同じように紙で提出していただければいいわけですが、その場合にはパソコンで読み込むことができますので、そういうものを活用したらどうかと思っています。

私どもは、国の10万円給付のときにはデジタルと紙の申請がございましたけれども、紙の申請についてはOCRで処理いたしまして、大変だったのですけれども、事務をこなすことができました。今、申し上げましたような形で是非やっていただきたいと思っています。

そして、個別の話になりますけれども、例えば集計だとか、申請書については今幾らでも、個別のインターネットの会社を申し上げるわけにはいきませんが、様々な形でそういう方式がございますので、そういう方式を検討していただきたいと思っています。重ねて民生児童委員の皆さんの仕事の大変さを考えていただいて、少しでも軽減策をしていただければ、大変ありがたいと思っております。

長くなって恐縮ですが、以上、よろしく願いいたします。

(市川座長) 三木議員ありがとうございました。

続きまして、後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) 丁寧な説明をしてくださり、誠にありがとうございました。専門部会で膨大な提案について詳細に調査してくださっていただきまして感謝を申し上げます。

また、事務局の皆様におかれましては、この度、お忙しい中資料を早めに御送付いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

今、御説明を伺っている中で、例えば重点23の離島振興計画についてでございますとか重点27の伐採届などで、地方の自治体の提案を実現する方向で検討が進んでいるというお話を伺いまして、大変心強く感じたところです。

他方で、御説明いただきましたとおり、まだまだ対応困難とされたものも多かったように思います。今後のヒアリングの中で変化があるということでもございましたけれども、2点意見を申し上げたいと思います。

1点目は、資料3-1としてお示しいただきました全国知事会の資料の76ページに提案募集方式の見直しという部分に、提案自治体に効果や支障事例の挙証責任を課するのであれば、関係府省におかれましても要件を緩和できない具体的な理由があるなら、それを明確に示してほしいというようなことが書かれていました。拝見して、確かに思っていたところです。

例えば御説明いただいた重点13、児童扶養手当の受給資格確認についてのことがあったと思います。提案の趣旨は、現行制度が時代に合っていないので見直してほしいというものでございましたが、それへの第1次回答は、現行制度に則った運用なので妥当だと思いますというような御回答でした。そうではなく、なぜ条件を緩和できないのか、その理由を具体的に御説明いただくことが求められるところだと思います。他にも、重点8や、管理番号191なども、単に現行制度どおりにやってくださいというような御回答だったので、そういうものについては、説明責任を尽くした御回答を頂きたいと思いました。

2点目は、重点20などで感じたところですけれども、国の制度に少し問題があって、そのしわ寄せが自治体の負担になっているというケースが幾つかあるようなので、そういうものについては対症療法ではなくて、根本的な制度の見直しを検討していただくことが肝要かなと思いました。例えば育児休業給付金の支給延長について、入所意思がない方からの保育所等の入所申し込みに対して事務負担が生じているのは、制度がモラルハザードを引き起こしているためだと思われれます。これは事務連絡で柔軟な運用による対処を促すのではなく、制度そのものを制度の趣旨に沿うように見直すことが求められるのではないかと思います。

ぜひ地方からの提案を生かして、より優れた制度とか、より良質な行政サービスをつくり出すという視点で御検討いただければと思います。

長くなりましたが以上になります。どうもありがとうございました。

(市川座長) 具体的な進め方も含めて御意見を頂きまして、ありがとうございます。

勢一部会長代理、お願いします。

(勢一議員) 既にかなり議論が出たところではございますけれども、私からも少しだけ補足的にコメントをさせていただければと思います。

今年度も提案募集の議論に関わらせていただきまして、住民サービスの質の向上というところが人口減少の中で喫緊の課題になっているのをひしひしと感じながら議論さ

せていただきました。さらに、共同提案団体もかなり多かったところでもありますので、そうした共通の課題を解消していくという観点も非常に重要であろうと感じているところ です。

個別の提案については、部会長を含め、皆様からの発言でほぼ尽きているところではございますが、私としても印象に残っているのは、民生委員に代表されるような伝統ある制度に関する提案という部分があります。先ほど三木市長さんから御指摘がありましたけれども、過去に導入した時には、その制度はそれとして確立していたのだと思いますけれども、社会状況が大きく変わっている中で時代にそぐわない制度になっているにもかかわらず、それを堅持することが求められた結果として、地域で運用が難しくなったり、更には担い手不足に直面するというような支障につながっているという課題が出てきています。

こういう場合には、先ほども御指摘頂いただきましたけれども、制度そのもののアップデートと合わせて、各地域で地域特性に応じて柔軟な対応ができることが必要であろうと感じているところです。これまでも分権提案が制度そのものの課題を明らかにするという点も実は少なくありませんで、その点では分権提案を契機とする制度改善という成果にもつながることがあるということは実感しております。これも分権改革の成果の一つということができるのではないかと思います。

そうした中で、これまでも計画策定に対する問題提起でありますとか、先ほど高橋座長代理から御指摘があった経由事務の在り方であるとか、あとは専門人材に関する各地域での基準の柔軟化などというところは、これから少し丁寧に議論をしていく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

大橋議員、よろしく願いいたします。

(大橋議員) 議論が既にいろいろと出ていますので、私の方からは、簡単に一言だけコメントさせていただきます。私は今年初めて提案募集検討専門部会の作業に参加させていただきました、いろいろ様子が分からないところもありまして、今はまだ鋭意勉強中というような立場にあります。

そういった中で一つ感じたのは、今日の議事の三つ目のところでも話がきつと出ると思いますが、横串の視点という点に関して、今年出ている各種提案募集においても幾つか顕著な特徴のようなものが、例えば既に先生方が御指摘されている人口減少社会における自治体の役割を維持していくために必要な制度改正に関わる提案とか、住民ニーズを吸い上げていくための必要な制度改正など、幾つか顕著な特徴というものは出てきているように感じました。

それから、特にこの人材関係に関わっているいろいろな要件を緩和したりというような話が分野横断的に出ておりますけれども、これについては地方制度調査会の方でも現在、自

治を維持していくための自治の担い手の確保というのが大きなテーマとなっておりまして、地方制度調査会での議論とも深く関わっているテーマというのが幾つも出ていますのかなと思っている次第でございます。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

ほかに御意見はよろしいでしょうか。

非常に貴重な御意見をたくさん頂きました。これらの議論を踏まえまして、提案募集検討専門部会においても、更に検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。また、内閣府におかれましても、関係府省、提案団体との調整を引き続き進めていただくようお願いいたします。

続きまして、議事二つ目の計画策定等の見直しに関する取組について、事務局から御説明を頂きます。

(坂本参事官) 参事官の坂本でございます。計画策定等の見直しに関する取組について御説明いたします。

資料5-1を御覧ください。計画策定等に関する調査結果の概要でございます。前回の有識者会議におきまして、勢一座長の下、計画策定等に関するワーキンググループで御議論いただいた上で、本会議に御報告することとしていたものです。

1ページは、計画の策定に関する条項数を調べたものでして、令和4年12月末時点において全体としては524条項ございました。近年の傾向としましては義務規定が微増である一方、努力義務規定やできる規定が増加傾向にございます。一番下のポツのところですけれども、複数の地方公共団体が共同して計画等を策定することが可能とされるのは全体の約45%が該当するとの結果でございます。

2ページは、計画の内容や手続に関する規定の条項数がどうなっているかを調べたものとなります。中身については記載のとおりでございます。

3ページは、令和3年12月末時点と比較しまして1年間で条項数の増減がそれぞれどうなっているかを表にしたものです。一番上の表については策定に関する条項数でして、増加が13、減少が3で差し引きプラス10となっております。同様に真ん中の表は内容に関する条項数でして、差し引きプラス42、下の表は手続に関するものでして、条項数は差し引きプラス66になっているというような状況でございます。

4～5ページは、今申し上げました策定に関する条項数の増減が具体的にどの法律によるものかをお示ししたものとなります。

6～8ページは策定の条項数、内容や手続の条項数の増減がどのような関係にあるのかを計画ベースで整理したものでございます。

6ページは、計画策定に関する条項数が新たに規定、あるいは削除されることに伴いまして、内容に関する条項数や手続に関する条項数がどう影響を受けた、どう増減したかを表にしたものとなります。

7～8ページは、新規の計画策定ではなくて既存の計画に関しまして内容や手続に関する条項数に増減があったものです。これらは策定に関する条項数に変化はありませんが、内容の見直し等により内容に関する条項数や手続に関する条項数が増減しております。

9ページは、国の基本方針や地方公共団体の計画につきまして、その期間を整理したものです。赤枠で囲っておりますように、国・地方共に5年で期間を定めているものが多いということが分かります。

10ページは、国の基本方針等について、今後、いつその期間の終期を迎えることとなるかを整理したものでして、毎年一定数が終期を迎えることとなります。

11ページは、地方公共団体の策定する計画が総合計画等に記載できるかどうかを調べたものでして、都道府県が策定主体である計画の61%、市町村が策定主体である計画の53%について、総合計画等での記載が可能であるとの回答が各府省からございました。

以上が調査結果の概要となります。

続きまして、資料5-2をお願いします。今後の計画策定等の見直しの進め方についてお示ししたものです。まず、ナビゲーション・ガイドにつきましては、各府省が制度を検討する際の効率的・効果的な計画行政の進め方を示したものでして、本年3月31日に閣議決定いたしました。各府省におきまして新規の計画策定等を検討する際には、ナビゲーション・ガイドに基づいて検討を進めていくこととなりますし、内閣府としましても法令協議等を通じてナビゲーション・ガイドに沿った運用がなされているか、確認協議をしていくこととしております。

一方で、既存の計画についてどうするかということでございます。一つ目の○にございますように、令和6年度から7年度に国の基本方針等が期限を迎えるもののうち、今年度見直しに着手することが適切なものについて、関係府省における見直しの支援を行っていきたくと考えております。また、内閣府としてはその状況を個別に把握しまして、見直し結果を有識者会議に御報告していくこととしております。内閣府としましても各府省と検討協議を行ってまいりまして、その中で事例を重ねて効果的な見直しの内容ですとか進め方などノウハウを蓄積するとともに、優良事例の横展開を図っていきたくと考えております。

資料5-3をお願いします。前回6月の有識者会議におきまして、環境省が環境法令に基づく計画策定等の一体的策定の可否に関する一覧表を地方公共団体に通知されたということをお紹介いたしました。これに関連しまして、我々地方分権改革推進室の方から、環境省に環境法令に基づく計画関係を体系的に示すことはできないかとお願いしまして、この体系図イメージの素案を御提供いただいたので、資料としてお付けしております。このような体系図イメージによりまして、各府省はもとより、地方公共団体におきましても、それぞれの計画等の体系を概観することができて、計画策定等の見直し検討に寄与するものではないかと考えております。

また、環境省の通知では、この体系にかかわらず、地域の実情に応じてほとんどの計画を一体的に作成することも可能であるとしておりまして、地方公共団体の工夫でかなり自由に計画を策定することができるようになっておりまして、うまく御活用いただきたいと考えております。

説明は以上となります。

(市川座長) ありがとうございます。現状と環境省の取組を御紹介いただきました。

それでは、本件につきましても御意見を頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

伊藤議員、お願いいたします。

(伊藤議員) 御説明ありがとうございます。

計画策定に関して非常に網羅的に調査していただきまして大変参考になりました。

また、資料5-3の環境省の体系イメージというのは、環境省の御協力も得て、これから計画行政の見直しを進めていく上でも大変参考になる取組だと考えております。

私は、これまでもこの会議で発言してきて、なかなか実際には難しい点があります。今後の見直しの進め方ということで御説明いただいたのですけれども、ナビゲーション・ガイドを策定した後、その計画策定を実質的に義務付けるような、努力義務ではありますけれども、そういった立法が出てきています。例えば認知症基本法が先頃、議員立法で成立いたしましたけれども、その形式を見てみますと、従来どおり、都道府県と市町村に努力義務ですけれども、計画策定を課すというような規定が設けられています。この点は、議員立法を含めて対応するということがよろしいのか、それとも当面は政府提出法案の方に重点を置いて対応するのかということについて、現時点での見通しがございましたら教えていただきたいと思っております。

(市川座長) ありがとうございます。

その点、事務局の方、いかがでしょうか。

(坂本参事官) 議員立法はなかなか難しいところはありますけれども、衆議院、参議院の法制局を通じてナビゲーション・ガイドを御説明して、その趣旨をしっかりとお伝えするというのをこれまでも行っておりますし、これからもそういったことはしていきたいと思っております。

ナビゲーション・ガイドは3月31日に閣議決定いたしまして、今、来年の通常国会に向けて各府省が法案の検討をしているところでして、夏から秋にかけて法令協議で我々のところに協議が来ますので、その際に、ナビゲーション・ガイドに沿って検討されたのかということをしつかりチェック・協議をしていきたいと考えております。

(伊藤議員) ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

大橋部会長、お願いします。

(大橋部会長) このような体系図イメージを示していただいて、大変ありがたいと思っております。多分これが出発点だと思うのです。関心があるのは、国がいろいろな法律を作って

計画を個別に要求したとしても、地方公共団体が自分のところの総合計画で位置付けますと言ったら、国の計画が全部総合計画の中に埋め込められるような一体化を自治体側が図れるというのが大事だという点です。環境省は先ほどそれを否定する趣旨ではないということをおっしゃったので、これから地方公共団体の中でそういうワンパッケージにした例があったら、この表の中にこれをまとめましたというようなざっくりまとめた案みたいなものを出していただきたい。それをどんどん横展開でして行って、最終的には自治体が自分のところの総合計画で取り組めば、国が何を言っても、その中に盛り込めるところまで持っていけるところを目指して、その出発点として、体系図を是非位置付けていただければと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

勢一部会長代理、お願いします。

(勢一部会長代理) この度、こちらの会議で御審議いただきまして、計画策定のワーキンググループで議論をさせていただきました。短期間にかなり膨大な資料を参照しながらという議論だったのですが、構成員の先生方から大変熱心な質疑を頂きまして、また、多くの御意見を頂戴することができました。

また、今回の検討に関して、所管計画の調査に御協力いただいた各府省にもお礼を申し上げたいと思いますし、また、膨大な調査資料を取りまとめてくださった事務局の皆さんにもお礼を申し上げたいと思います。

その上で、今回の調査で計画策定の現況が明らかになったところは今後の見直しに向けた礎になるだろうと考えております。先ほどの議事のときの議論にありましたけれども、部会長の方から御発言があったと思いますが、計画改革はまだ道半ばというのが現状でございますので、今後丁寧に取り組を進めていくことが肝要であろうと考えております。恐らく今後の進め方で、資料5-2で既存計画についてももしっかり見直しを段階的に進めていくというような方針を出させていただいておりますけれども、府省側の方では慣れない議論や作業になる面も多々あるかと思われまますので、ここでは地方の声と現状を把握できる分権室の方で細やかなサポートをお願いしたいと思っております。

また、今回の計画策定に関する調査資料によりますと、かなり多くの計画が一体策定や共同策定、あるいは総合計画への記載により策定義務を満たすことが可能ということも見えてまいりました。こういうことを踏まえて、各地域でその地域の特性に応じた計画体系の再構築に取り組んでいただくきっかけがここにできたと思っております。

ナビゲーション・ガイドにつきましては、これは地方計画に関わるものですので、是非とも地方側にも共有していただきまして、また、先ほど参考事例として環境省の計画体系図イメージを出していただきましたけれども、こうしたものを概観しながら、どの計画とどの計画を一体策定するかとか、総合計画に盛り込むかを各地域で考えていただければと思っております。

私からは以上です。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋議員から御意見を頂きます。

(大橋議員) 私も、計画策定に関するワーキンググループの方にも参加させていただいておりました、この度調査結果に関する審議・検討の方にも参加させていただきました。先ほど勢一座長からコメントがありましたけれども、短期間の間で事務局には膨大な資料の整理等をしていただいて、本当にありがとうございました。

この調査結果の中からのいろいろな示唆を得ることができましたけれども、その中で、今まで何人かの先生方からコメントがありましたとおり、ナビゲーション・ガイドが決定されたというところではあるけれども、見直し作業は今後もしっかり続けていく必要があると、それはとても重要な点かと考えております。

その点との関係では、既に今までのいろいろな検討結果の中で見直しのやり方というか、見直しの視点のようなものは出てきている気がしております。

先ほど勢一座長がおっしゃられた例えば他の計画と合わせて一体的に策定していくこととか、他の自治体との共同策定をしていくこととか、あと、計画期間の見直しというものも十分自治体の負担に資する見直しの在り方かと思えます。そういった形で計画策定を見直すべきだというときに、こういった視点から見直すことができるというようなことも事例が積み重なっていくと、正に横展開ではないですけれども、他の省庁等が今後検討を行っていく際に、見直しの際の判断基準として参考になるかと思いました。

あと、努力義務規定、できる規定が増加傾向にあるというのは、引き続き留意しておく必要があるのかなと思えます。努力義務規定、できる規定であれば、もう自治体側の自由だからそれはいいのだというのではなく、実質的にお金との関わりなどがあって、できる規定、努力義務規定でも対応せざるを得ない場面というのは多々ありますので、できる規定か努力義務規定かで見直しは終わったということにもならないように留意しておく必要があるのかと思っております。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

三木議員、お願いします。

三木議員は、後ほど回線が復旧いたしましたら御発言を頂きたいと思えます。

計画に関する議論ですけれども、ある意味では見える化をしていただいたというところで、それによってこれから検討すべきこと、そして、できることが見えてきたと思えますので、今回の方針にのっとり、引き続き進めさせていただきたいと思えます。

続きまして、議事3の今後の地方分権改革の在り方等の検討について議論させていただきます。事務局から御説明をお願いいたします。

(田中参事官) 参事官の田中でございます。議事三つ目、今後の地方分権改革の在り方等の検討でございます。

こちらにつきましては、前回6月15日のこの会議におきましても、事務局から地方分

権改革のこれまでの経緯について御説明をさせていただき、先生方から問題意識等について御意見を幅広く頂戴したところでございます。

本日は、御意見を踏まえまして、資料6といたしまして、提案募集方式の成果と課題という形で、令和元年以降という形で取りまとめて御議論いただきたいということで整理をさせていただいているところでございます。

まず、資料といたしまして1～6ページが成果の関係、それから、7～8ページが課題の関係として作成をしてございます。

まず、1ページ目でございます。提案募集方式の成果といたしまして、表にございますように、毎年度200件前後の案件につきまして、内閣府、それから、関係省庁との間で調整を行ってございまして、その約9割について実現、対応するなど、一定の成果を上げていると認識をしてございます。

続きまして、2ページ目は言わば目的別の分類といたしまししょうか、権限移譲と規制緩和等に区分して、その割合等をまとめたものでございます。

まず、一つ目でございますが、○にございますように、近年地方の業務負担の増大等の要因によりまして規制緩和を求める提案がございまして、また、二つ目の○でございますが、提案が権限移譲に結びついたものがございまして、その例といたしまして法律改正により措置された権限移譲の例を枠囲みの中に掲載してございます。都道府県から指定都市、それから、都道府県から中核市への移譲も見られるところでございます。また、義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和によりまして自由度を高め、地方の事務の効率化・簡素化等を実現してきたところでございます。従うべき基準についての見直しのほか、近年では一番下の枠囲みにございますように、計画策定等や補助金、人材確保等についての実現がされているところでございます。

続きまして、3ページ目、区分別の提案件数の推移でございます。このうち真ん中のところ、子ども・子育て関連等について掲載をしてございます。こちらにつきましては6月のこの会議において、後藤先生の方から御質問があったと承知してございまして、数字を掲載してございます。子ども・子育てに関連するものを幅広く集計したものの件数でございまして、一定の割合を占めていると認識をしてございます。

続きまして、4ページ目は提案の裾野の拡大や提案の熟度向上のための近年の取組です。

まず、一つ目でございます。早期に提供された事前相談の内容について、提案団体の御了解を得た上で広く情報提供することによって、共同での提案を行う自治体を募ることを私どもの方で実施してございます。また、研修の拡充などの取組も行っているところでございまして、こうした取組によりまして、5ページ目にあるとおり、提案を提出したところのある地方自治体の数は、令和元年の545から令和5年の758へと増加をしてございます。ただし、※で記載をしてございますように、団体の規模によりまして濃淡がございまして、全ての都道府県、指定都市から提案が提出されている一方で、指定都市

と中核市を除く市、それから、町村につきましてはそれぞれ記載の割合になっているということでございます。

また、4ページ目の二つ目の○にあるとおり、提案募集方式のハンドブックや成果事例動画など、提案の検討を支援するためのツールを充実し、提案の熟度を向上させるような取組を実施しているということでございます。

二つの○のそれぞれの内容につきましては、5ページ目のそれぞれの表、それから、下の方に研修、それから、支援のツールの図を掲載してございますので、併せて御参照いただければと思っております。

6ページ目につきましては、分野別の主な成果の例ということで、医療・福祉など、分野ごとに掲載をしてございます。権限移譲のほか、運用改善など、多様なものが実現してきていると認識をしてございます。

7ページ目からは課題といたしまして、本日の御議論のためのたたき台としてお示しをしているものでございます。提案募集方式の10年の取組を総括するとともに、今後の地方分権改革を一層推進する観点から、以下の課題といたしまして、二つ掲載してございます。これらについて取り組むことが適当ではないかということで問題提起をさせていただいているところでございます。

このうち、本日につきましては、主に赤の枠囲みで囲ってございます住民参加としているところ、具体的にはその下に記載をしてございます住民・事業者等からの意見を提案に反映することを推奨してきておりますが、住民等の提案への参画や成果の住民等への還元について、更なる取組を考えるべきではないかという点について、主に御議論いただければと考えてございます。なお、既に本日、これまでの中にも他の類似分野への面的な見直しの展開という二つ目については、先生方から御意見を頂戴していると認識してございます。こちらにつきましては、改めて事務局の方でも整理し、後日、改めて御議論いただきたいと思いますと考えてございます。

一つ目の○の住民参加のところでございますが、最後の8ページ目でございます。提案募集方式による改革の仕組みということで従来から用いております図式でございますが、こちらのうち、本日御議論いただきたいと思いますと思っております吹き出しで用意してございますものが二つございます。

まず、下の左側、どのように提案募集に係る地域住民参画の機会を拡大することができるかということで、住民の声を地方公共団体の提案に結びつけるための言わば入口のところについて、何らかの方策の拡充をすべきではないかということで、例といたしまして、住民参加型のワークショップの充実など、住民が参加した上での「場づくり」の取組ができないかということで掲載をしてございます。

もう一つ、出口の方でございますが右側の吹き出し、改革の成果を地域住民へ還元・浸透する取組をどのように評価していくかということで、例として三つ掲載をしてございます。

まず、私どもの事務局で定期的につけてございます事例集について、住民への成果に焦点を当ててまとめるようなことができないかといったようなこと。

また、毎年行ってございますシンポジウムにおきまして、住民目線でのコンテンツの拡充といったことができないか。

それから、一番下の例でございますが、私どもの方でこれまで制度改正につながったものの活用状況調査をまとめているところでございますが、この調査の中で住民への成果に着目するようなことがプラスアルファとしてできないか。

こういったようなことを考えてございまして、これらを例として掲載しているところでございます。

いずれにしても8ページの表題にございまして、住民参加を一層推進するための方策につきまして、先生方の御意見を賜ればと考えてございます。

説明は以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

本当に10年にわたりこの提案募集方式がずっと地道に展開されてきて、御説明いただきましたような成果がしっかりと表れてきているのですけれども、次のステージに上がっていくという意味で、この提案募集の取組が住民自治にどのようなつながっていくか、是非皆さんの御意見を頂戴したいと思います。

大橋さん、お願いいたします。

(大橋部会長) この点につきましては、冒頭に申しましたように、最近の提案というのが市民のサービス向上のための提案として地方公共団体が出しているというものがかなり出ています。子ども・子育てもそうなのですけれども自治体の方は当然ながら子ども・子育てをしているような方又は、そういう団体とは話をしている意向を酌んで、提案として地方公共団体から出ているのだと思うのです。ですから、既にこれはやっている部分もあると思うのです。できていないのは、市民の要望である点が制度的に見える化していないということなのです。

できたら、今後は提案してもらおう自治体の様式のところに住民意見の現状とか、取組の成果とかというような欄を作ってください、こんなような団体と話をし、こういう要望があって、それを私どもが受け止めてこういう提案をしていますというようなフォーマットにしてもらうことが大切です。ですから、気持ちとしては、地方公共団体と住民が共同提案しているというような色彩をもっと出していくと、提案制度が住民自治に直結している仕組みなのだということがはっきりすると思うのです。

そこをもっと制度的に義務付けするとハードルが高いかもしれないので、できるところはやってくださいという地方公共団体から任意記載項目として書いていただいて進める。そうやって意見を聴いた以上は、これがうまく実現した暁には、その団体の方々には地方公共団体の方から、こういう成果になりましたということをきちんと周知いただくというフィードバックまで丁寧にやるということをやると、一つ循環サ

イクルができて、今まで何か規制緩和とか地方公共団体の合理化とかという面が提案制度で強くできたところを、もう少し色合いを変えていくというのをこれから是非やりたいと思います。

出ている提案自体にそういうものが多いので、これはそんなに難しいところではないと思います。あと半歩工夫するとできることなので、是非そんなことをやっていただきたいというのが、提案に携わっている者の肌感覚です。

(市川座長) ありがとうございます。

高橋座長代理、お願いします。

(高橋座長代理) 実は、この住民参加を住民の声を吸い上げて分権提案に結びつけて、それを通じて住民サービスを向上させ、これを還元するサイクルを構築するという考え方は、前に大村次長のときにもそういう取り組みがあつて、これを強調してシンポジウムを行い、ワークショップを実施したということがあります。

ただ、大橋部会長がおっしゃったように、それをどうやって制度的に取り組むかという点が、これからの課題かなと思っています。よって、制度的な仕組みを作ること、今、大橋部会長がおっしゃったことも一つのお考えではないかな、と受け止めました。そこで、場を作るというお話なのですが、これはどういう主体で、どういう形で場を広げていくのかということについてイメージが事務局の方であれば、少し教えていただければありがたいと思うのです。そこはいかがでしょうか。

(田中参事官) 正にこれから考えていかないといけない部分ではないかと思うのですが、例えば住民といいましても個人の方々もいらっしゃるし、事業者の方もいらっしゃるし、様々な方がいらっしゃるであろうかと思います。その中でも、例えばNPOの法人の方や商工会、自治会の方々とか、あるいは商工会や商工会議所のような方々、ある意味で行政との関わりが、ある程度あるような方々で、地域住民や事業者の方々の支障なり意向を持ってらっしゃるような意見についても聴いて見知っていたような方々に、そういう声をうまく自治体の方につなげていただくような場を作っていきたいと考えております。

そういう場を設けていただくことを前向きに考えていただく自治体を、まずは幾つかモデル的に作り上げさせていただいて、そういう場の横展開を将来的にできないかという形で広げていきたいと考えているところでございます。そういうイメージでございませぬ。

(市川座長) ありがとうございます。

三木議員、回線が戻ったようですので、先ほどの件も含めて御意見を頂けたらと思います。

(三木議員) 基本計画の関係で、時間もありませんので早めをお願いします。

記載が可能ということでありませぬけれども、これは地方自治体としても、もう少し情報共有してやっていきたいと思っています。私どもの総合計画でもできるだけ記載するよう

にはしております。

ナビゲーション・ガイドをつくっていただきましてありがとうございます。ただ、総合計画が5年なものですから、5年という固定概念ではなくて随時総合計画を改正していくことも私どもの立場とすれば大事かなと思いました。

それから、住民参加の関係は非常にありがとうございます。これをしていただくと、国の行政に我々も市民が参加しているという意識になりますので、とてもありがたく思っています。私も早速民生児童委員の皆さんとか、特定地域づくり事業協同組合の皆さんと直接お話しして、各省庁はこういう回答でありますけれども、皆さんはこれについてどのように考えますかと直接に意見を聴いてみたいと思っています。繰り返しになりますけれども、国の行政に直接参加できるという気持ちをそれぞれの国民が持てるということで、非常に重要な方策だとお聴きしました。

大変御迷惑おかけしまして申し訳ありませんでした。以上です。

(市川座長) 今、計画の件と二つ御意見を頂きました。ありがとうございます。

それでは、私も座長をしながらお話しさせてもらうのですけれども、団体自治から本当の意味での住民自治に、皆さんの御指摘のとおりが変わっていく必要性は、正しくそのとおりだと思います。そのためには行政がやっていることも含めて見える化をし、住民に分かってもらうことが必要です。そういう意味では、この提案募集の仕組みを住民にも伝えるべきだと思いますし、分かっていたきたいと思うのです。

そのような中で、ここで議論すべきかどうか分からないのですけれども、今回の地方制度調査会答申を受けた法改正で議会・議員の役割というのが見直されていることも踏まえ、議員が何をやるか、議会が何をやるかという点において、提案募集方式に関する議論は一体どのように展開されているのでしょうか。住民と会話する、住民の意見を伝えていくことも議員さんの大事な役割ですけれども、この提案募集の取組がどのように反映されて使われているかという点は非常に気になるところです。

三木市長を始め、皆さんからも御意見を頂きたいのですけれども、これが議会として共有されているか、議員の皆さんが御存じかどうかという点も含めて、議会というものの議論をこの場でできないかなと感じました。

三木市長、その辺はいかがですか。

(三木議員) 貴重な御提言をありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。

議会は、ともすれば批判型の意見になるのですが、実は建設的な意見をお持ちの議員さんも大勢いらっしゃいますので、議員さんに対して、こういう制度をしっかりと周知してもらえばありがたいと思います。オンラインでも結構ですので、そういう形でやっていただければと思います。もしよろしければ、須坂市議会の方にもそういうお話をさせていただければ大変ありがたいと思います。今、座長さんがおっしゃるように、住民の皆さんと議員の皆さんが理解していただくことがすごく重要だと思います。

以上です。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。

勢一部会長代理、お願いします。

(勢一議員) 私は、今回の住民の声という提案のところを確認させていただいて、これは提案募集の仕組みが入った時の原点に立ち返るといって御提案なのかなと改めて感じました。これは2014年に有識者会議が決定をして、ここで提案募集の仕組みを導入したわけなのですが、そのときに改革の成果を継続的に効果的に情報発信していくことを一緒に謳ってございまして、ここには住民の理解と参加の促進を掲げてきたということがございます。

そういう意味では、この提案募集の仕組み自体がそもそもそういう要請を原点としていっているところがあります。ここで住民をといるところでは二つの意味がありまして、一つは住民や地元事業者から寄せられた悩みや問題に向き合う、寄り添うということで、分権提案の種がそこにあり、自治体がそれを見つけるということ。もう一つは、分権の提案が実現することによって、その実現した成果、制度が変わったことによって、各地域の多様な課題について、各地域でその成果を使って解決をして住民へ還元していく。この二つの意味を持った住民の声を受ける形での提案、分権改革であったということを変更して思い出したところがございます。

当初から課題になっていましたのは、住民の声を受けるところは比較的自治体がやりやすいところ、そこに分権提案の基があるわけですので、やりやすいのだと思うのですが、成果の還元の方、住民にそれを伝えていく、住民に実感してもらおうところが、実は有識者会議でも何度も課題であると指摘されてきた経緯もあります。自分の携わっている制度が変わったことを住民が実感できる機会というのはなかなか難しく、私は分権の提案募集のサイクルを回すところの最後の部分、成果を住民にうまく伝えていく、実感してもらおう、ここの工夫をどうすればいいのかというところで、何か自治体の取組を後押しするようなことができればいいかなと感じております。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

ほかに何か御意見・御質問はございますでしょうか。

いろいろなものの合わせ技で住民と循環を作り出していくということだと思いますけれども、8ページの地方公共団体と内閣府と各府省の提案・回答の部分がしっかりできてきているので、これに住民も含めてどういう形で循環を作り出していくのか。そういう住民参加の促進を総合的にやっていく、先ほど大橋部会長の発言にありましてとおおり、仕組みもそうですし、まだまだやれることがあるなと感じております。是非御意見等がありましたら、また後ほどでも結構ですので御意見を頂きたいと思っております。

(田中参事官) 大橋部会長がおっしゃった点について1点補足でございます。

様式の見直しは、実は最初の5年間、平成26年から提案募集を開始して5年ということで、その時点で一旦成果と課題を取りまとめてございます。その成果と課題を踏まえ

て、何らか住民視点の観点を取り入れるということの一つの取組として、様式の見直しといたしまして、令和2年の提案募集から、具体的な支障事例などに住民の声とか意見とか、そういったもの要望などを踏まえての提案である場合には、その内容を記載してくれるように一応求めています。

ただし、まだまだそこは任意でございますので、いずれにしても大橋部会長のおっしゃった内容を踏まえて、何らかもう少し工夫の余地がないのかについて、改めて検討させていただきたいと思います。

(大橋部会長) 是非支障の解消というところから、もう1つ格上げした位置付けが必要なのではないかという認識ですので、よろしくお願いします。

(市川座長) ありがとうございます。

行政の現場の担当の方は、現場でそれを住民の方にお伝えするといっても窓口をやりながらなかなか大変ですから、どのようにして仕組みとしてやるのか。例えば、今、成果集があるのですけれども、現状は非常にプロフェッショナルが読むような成果集になっており、もう少し住民の方に分かりやすい形にして、それを使って行政の皆さんなども成果を住民の方にお示ししていけるようになればと思います。発信の仕方を我々も検討すればどうかと思います。

(高橋座長代理) 話は変わりますが、我々の作業について分権のスケジュールがあります。提案を受けてから我々が府省と交渉し、成果を分権推進計画につなげる中で、受けた6月か7月ぐらいの後に、自治体等においてシンポジウムとかを実施していただき、次年度の分権提案に結びつけていくというサイクルがあり、これを見える化して頂きたい。提案を出したので一区切りではなく、次年度に向けて住民を巻き込んでいろいろな取組を実施し、次年度の計画につなげる、見える化されたスケジュールをはっきりさせると、自治体においても住民やNPOを巻き込むという考え方が出てくるのではないかと思います。

その辺も我々の作業についてだけではなくて、全体のサイクルを見える化していただけるとありがたい。

(市川座長) そういう場でいろいろな人が参加して、議員さんも入ってもらったりすると大分変わってくるかなと思います。

それでは、特にほかにないようでしたら、本日の合同会議をこれで終了したいと思います。本当に皆さんには御参加、また、建設的な御意見をたくさん頂きまして、ありがとうございます。

最後に、井上審議官から感想も含めてお話を頂きます。

(井上内閣府審議官) 井上でございます。本日は大変活発に御議論いただきまして、感謝を申し上げます。

提案につきましては、今日もお話がありましたけれども、高齢化が進む又は人口減少になっている。それから、そういったことを受けて、自治体の方々の確保が難しくなっ

てく中で、地域住民のサービスを維持する又はそれをしっかり向上していくために、非常に切実な御提案を頂いていると改めて認識いたしました。

今日の御議論を踏まえまして、関係府省には再検討の要請を行って、地方の御提案を最大限実現できるように、事務局として汗をかいてまいりたいと思っています。

第二次ヒアリングを受けて、対応方針案の取りまとめに向けまして、先生方に更にまた御負担をおかけすることになりますけれども、御指導・御協力のほど、引き続きよろしく申し上げます。

それから、計画策定に関しましては、昨年度、ナビゲーション・ガイド、非常にプラグマティックな画期的なものをおまとめいただきました。これを踏まえまして、各府省での新規計画の検討、既存計画の見直しについて、これも今日の御議論を踏まえて良い方向に、前に前に進めるように事務局としても汗をかいてまいりたいと思います。

それから、最後に御議論頂きました今後の地方分権改革の在り方について、住民・事業者の方の提案への参画、それから、成果の住民への還元について、非常に実践的で貴重な御意見、具体的な御意見をいただきましたので、御意見を踏まえまして、我々としてもしっかり検討を深めてまいりたいと思っております。

本日は、誠にありがとうございました。

(市川座長) 井上内閣府審議官、どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の合同会議を終了いたします。

皆さん、御参加いただきまして、本当にありがとうございました。